

# 災害からの教訓

第1期計画期間において、日本国内では複数の大規模災害が発生し、災害対応や復旧において多くの課題や教訓とするべき状況が新たに生じています。

第2期計画では、これらの教訓とするべき事項について整理を行い、計画に組み入れることにより、同様の事象が発生した場合により適切に対応することを目指します。

なお、教訓として整理を行った事項については、**災害教訓** の表示により内容を記載しています。

## 1 熊本地震

### (概要)

熊本地震は、平成28年4月14日に発生した大規模地震であり、震度7の地震が2回（4月14日、16日）、震度6（強・弱）の地震が5回発生した他、地震発生から1年間で4,297回の有感地震が発生しており、地殻内地震としては1996年4月以降最多とされています。

また、地震により、熊本県を中心に多数の家屋倒壊、土砂災害が発生し、50名の死者（直接死のみ）、2,783名の負傷者が発生した他、公共機関庁舎を含む電気、ガス、水道等のライフライン、空港、道路等の交通インフラ、農林漁業や観光業等の経済活動に関して大きな被害が発生しました。

熊本地震に際して、政府は非常災害対策本部（本部長 防災担当大臣）及び内閣官房副長官を長とする「被災者生活支援チーム」を設置するとともに、被災県の具体的な要請を待たずに国が必要な物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する「プッシュ型支援」による支援を初めて実施しています。



### (教訓)

長野県においては、熊本地震に際して緊急支援物資の提供や人員の派遣を行いました。これらの支援を通じて得た事象については、「熊本地震に係る長野県地震防災体制庁内検証会議」において整理、検討を行い、その結果については平成28年度の長野県防災会議において報告を行いました。

<熊本地震からの長野県の地震防災体制の方向性>

課 題	方 向 性
1 広域的受援体制整備、市町村支援体制の充実	広域的な受援計画の策定（第2章 2）
	県による被災市町村の調整機能の実施

	専門的知識を有するNPOとの連携強化
	実践的な業務継続計画策定の研修実施
	市町村支援体制の充実
2 避難所設営・避難者対策の充実	要支援者名簿の関係者間の情報共有の推進
	災害時住民支え合いマップと個別計画策定の推進
	避難所運営に関係する関係者間の連携強化や避難者情報の共有化の促進
	避難所外の避難者情報収集手法の検討
	避難所運営に関する事前準備
	福祉事務所の指定推進
3 応急的な住まいの確保	被害認定調査交付の実践的な研修等の実施・市町村支援体制の充実
	応急仮設住宅の迅速化・快適化（木造化）
	みなし仮設住宅等既存住宅の利用促進
	長野県版生活再建支援制度の構築
4 物流体制の整備	物流事業者の物流拠点のリスト化
	避難所までの配送も考慮した役割分担の明確化
	複数箇所の広域的物資拠点の選定推進
	避難所情報の共有化の推進（防災情報システム等）
	備蓄物資の見直し（第3次被害想定や広域受援計画を踏まえた見直し）
5 ICTの活用	研修・訓練の積み重ねによる職員等のスキルの向上
	防災情報システムの改善
	各広域でのシステム利用環境の整備
6 大規模地震に備えた自助・共助の推進	要支援者名簿の共有やマップ作成等関係部局と連携した出前講座等実施
	地震保険加入促進キャンペーンの実施
	自助による備蓄の推進
	住宅耐震化の推進

<その他の教訓的事項>

- ・医療機関における地域災害医療活動マニュアルの随時見直し（第2節 4）
- ・医療機関における業務継続計画（BCP）の策定促進（第2節 4）
- ・外国人観光客に向けた母国語による災害情報の提供（第3節 4）
- ・海外に向けた正確な情報の提供（第6節 5）
- ・避難所等において要配慮者が適正な生活を送ることができるための配慮（第6章 6）

## 2 平成 28 年台風 10 号

平成 28 年台風 10 号は、8 月 21 日に四国の南海上で発生し、30 日朝に関東地方に接近、17 時半ごろに岩手県大船渡市に上陸、東北地方を縦断し日本海側へ抜ける特異な経路をたどった台風です。

この台風では、東北地方から北海道地方を中心に記録的な大雨となり、特に岩手県において岩泉町を中心に甚大な被害が発生しました。

岩泉町では高齢者施設の近くを流れる川が氾濫し施設内に水が流れ込み、入所していた男女の 9 名が死亡し、高齢者を中心とする災害弱者に対する避難指示の遅れや施設職員の警戒避難体制への認識不足が課題とされました。

(教訓)

災害が発生した際に要配慮者利用施設の利用者が迅速に避難行動をとることができるよう、土砂災害防止法が改正され避難確保計画の策定等が義務付けられたことから、施設管理者に対し地域の実情を鑑みて非常災害に対処するための計画を策定するとともに、計画を検証するための避難訓練を実施するよう指導や助言を行っていきます。

(第 1 章 4)、(第 1 章 6)

## 3 平成 29 年 7 月九州北部豪雨

平成 29 年 7 月九州北部豪雨は、7 月 5 日から 6 日にかけて、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだことなどにより、線状降水帯が形成・維持されたことで、同じ場所に継続して猛烈な雨が降ったものです。九州北部地方では多いところで 7 月 5 日から 6 日までの降水量が 500 ミリを超え、福岡県朝倉市や大分県日田市などでは 24 時間降水量が観測史上 1 位の値を更新するなど、これまでの観測記録を更新する大雨となりました。

この大雨により九州北部の各地において河川の氾濫が発生しました。特に大雨に伴う土砂崩れとともに、河川に流れ込んだ大量の流木が川の流れをせき止め氾濫の原因となるとともに、押し寄せた流木は家屋やため池に大きな被害をもたらしました。

また、氾濫後には多くの流木が被災地に残されたため、行方不明者の捜索や復旧作業の実施に際し大きな支障が生じました。

(教訓)

「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」という意識の元、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防意識社会」の再構築を進めていきます(第 1 章 4)

砂防事業やため池事業に関して流木被害を含む豪雨災害対策を進めていくとともに、流木の発生原因としては、森林の荒廃が挙げられることから「災害に強い森林づくり」を推進していきます。(第 1 章 4)(第 6 章 2)

災害時の輸送経路を確保するために緊急輸送路等の整備や防災対策などを推進していきます。(第 4 章 4)